

船橋市保健所エイズ相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき定められている、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第二十一号平成二十四年一月十九日）の第4検査・相談体制の充実に関する事項に基づき、船橋市保健所における相談体制の充実とHIV感染者の医療相談・心理的支援等を行う上で必要な事項を定めるものである。

(相談)

第2条 相談に際して次の各号に留意し、応じるものとする。

(1) 匿名により相談に応じる。

(2) プライバシーに配慮した部屋を用意するなど担当者は相談環境に配慮する。

(相談事項の記録及び報告)

第3条 相談業務にあたっては、相談・指導内容を様式にて記録・報告するものとする。

(カウンセラー)

第4条 HIV／エイズ相談に関して十分な知識と豊富な経験を有するものとして、エイズカウンセラーを設置し、次の各号に掲げる職務を行うこととする。

(1) HIV／エイズに関する相談に応じ、必要な助言指導を行うこと。

(2) その他各前号に付随する必要な職務を行うこと。

(療養支援)

第5条 HIV感染者及びエイズ患者の求めに応じて療養支援を行う。また、支援にあたっては必要に応じて関係各課の協力を得るものとする。

(サービス)

第6条 相談担当者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。